

介護職員等の処遇改善措置を求める意見書

高齢化が急速に進み介護ニーズが増大する中、介護サービスを担う人材を確保し、その定着促進を図ることは喫緊の課題であるが、介護職の賃金水準が他業種と比べて低いことなどから、介護従事者の離職率は高く、人材確保が難しい状況が続いている。

国は、介護職員の処遇改善に取り組むことを目的に、介護職員処遇改善交付金制度を創設したが、この交付金制度の対象者は介護職員に限られ、同じ職場で働いているケアマネージャー、看護師などは対象となっていない。介護事業の運営は、様々な職員のチームワークで成り立っているという観点から、すべての職員を対象とした処遇改善が図られるべきであり、この制度は十分な効果を発揮しているとは言えない。加えて、平成23年度までの時限措置であるこの交付金制度の終了は、介護職の定着促進を後退させる恐れがある。

現在、介護従事者の処遇改善を、介護報酬改定により図る方針が示されているが、介護報酬の中で恒久的に処遇改善を行うことは必要であると考えられるものの、介護報酬の引き上げは、急激な保険料の上昇、利用者や地方の負担増を招くことが懸念される。

よって、国においては、交付金制度に代わり介護報酬改定により処遇改善を図ろうとする場合は、確実に処遇改善につながる仕組みを構築するとともに、利用者が安心して、安定した介護サービスを受けられるよう、財政責任を果たすことを強く要望する。

また、介護報酬改定による処遇改善が行われない場合は、処遇改善交付金制度について、その効果を十分発揮できるよう抜本的な見直しを行った上で、来年度以降も継続するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月22日

岐阜県可児市議会

衆議院議長	横路 孝弘	様
参議院議長	平田 健二	様
内閣総理大臣	野田 佳彦	様
財務大臣	安住 淳	様
厚生労働大臣	小宮山洋子	様